

氏名(本籍)	ひしやまけんじ (山梨県) 菱山謙二(山梨県)		
学位の種類	博士(社会学)		
学位記番号	博乙第1,425号		
学位授与年月日	平成10年6月30日		
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当		
学位論文題目	『人権社会論』		
主査	筑波大学教授	博士(社会学)	副田義也
副査	筑波大学教授		佐藤守弘
副査	筑波大学教授	博士(法学)	春日偉知郎
副査	筑波大学教授		上笹恒
副査	筑波大学助教授		江口勇治

論文の内容の要旨

1. 本研究の目的

本論文は、戦後の同和対策のバイブルとされている1965年の「同和対策審議会答申」の問題解消への精神を引き継ぎながら、それを越えるべき理論的・現代的状況を分析し、同和問題に関する新たな認識と問題解決の方向を探りつつ、人権を価値とする社会の構築の可能性について論じることを意図している。方法論的論議を意図していない。いくつかの理論は、人権社会を考えるための枠組みとして、分析の用具として使用されており、その関連において方法論的問題が提示されている。

同和問題を、新たな時代状況において認識し直し、人権侵害の問題として体系化し、問題を「問題として措定」することを意図しており、同和問題を拡散させ無視するものではない。問題を問題として措定するための新たな文脈形成を意図している。「問題を問題として措定する」理論的な方法論については、副田義也の定義を使用している。

2. 本論文の枠組み

近年、国際変動における混乱にたいし、従来の闘争理論(この場合利己的存在としての競争状態)の限界という問題が現れている。本論文では、人権価値を軸とする民主主義的秩序回復を論じている。

次に、国際的な対応関係において、日本国内の人権実現状況はいかなるものかを把握し、その問題点を論じている。問題点は、人権制度と人権価値意識である。制度的側面では、制度に関する認知、意味付け、価値について把握し、その問題点を摘出、新たな視点としてどのような考え方が必要であるのかを論じている。人権価値意識では、制度における倫理的側面と制度的側面ではない倫理規範について、どのように内在化されているのかを把握し、同時に、偏見や差別の構造と対応させながら、人権問題の生起する構造を分析している。人権問題の生起する構造は、人権を構成する要素の未成熟性、または無視・拒否、それらから生じる人権侵犯であると規定している。人権を構成する要素としては、人間観、個としての存在の相互認知、平等、合理的判断であり、それらをプラス方向、またはマイナス方向に規定する歴史・文化・社会であるとしている。

偏見は、根拠の無い判断、断片的状態を全体とする判断、ある傾向だけを限定的にプラス価値とする判断、ある傾向をその実情以上に強い傾向とする判断などであると規定し、それらの判断基準は、社会や文化によって規定されていることを論じている。その規定構造を、相対化し、自覚化できる場合には、問題を問題として措定できることになる。さらに、偏見や差別について、文化や価値の再生産から生じる側面についても論じ、そこから

生じる人権疎外の状況も分析している。この場合、構築主義の限界点を示しつつ、ブルデューが最近提唱している構造主義的構築主義（structuralist constructivism：または、構築主義的構築主義 constructivist structuralism）的方法を前提としている。

続いて、上記の枠組みを前提に、人権問題や同和問題に関する知識内容とその理解度を実証的に分析している。同和問題の認識においては、歴史認識と密接な関連があり、アナル学派の方法的視点から、認識内容に関する問題提起を行っている。最後に、これらの全体的な体系化を人権教育と人権まちづくりとして課題的に展開し、人権価値による社会形成の可能性を試みている。

3. 本論の概要

第1章においては、1997年4月以降の同和対策の転換について論じている。この新たな方向は、「人権問題としての同和問題」という文脈の見直しであったことを分析している。この文脈の転換は、国際的な変動とも深く関連しており、国際的な安全や平和を維持していくためには、従来の「闘争論」では限界があり、人権という価値と制度によって秩序を回復していくことの重要性が論じられている。それは、いかなる体制においても実現すべき目標、または義務として論じられている。現状では、国連を中心に展開されつつある人権実現の状況を把握し、日本国内での新たな施策展開として、人権に関する法的整備、すなわち人権侵害に関する救済と人権啓発・教育に関する制度的整備の2点を示している。さらに、総合的な「人権まちづくり」として、社会計画的施策展開（公共政策）の必要性を示している。

第2章では、人権そのものについて検討を行い、社会を形成する価値志向としての人権価値を論じている。従来、人権を論じる場合、その前提には、対等な価値存在としての「人間」・「人類」という普遍的認識が措定されていたが、同時に、個々の個性・人格という個別具体的認識の重要性が指摘されている。「異なること」を差別に転化するのではなく、その個性においてあるがままに認めるという志向性である。そうした価値転換は、意味や文脈の転換と深く関連している。しかし、同和問題の場合には、差異は存在しない。異なるものとする「まなざし」が差異を作り出すものであり、その「まなざし」の消去という方向での個別価値の認識が必要であると論じている。

第3章では、人権に関する制度や倫理規範などに関する認識の状況を分析している。人権を他在的なものとする傾向、逆に利己的利益の保証とする傾向、共産主義思想として排撃する傾向、無関心など、人権を自己と他者との相互関係構造において認識するという志向性が培われていない。そのため、利己的利益の確保として人権は意識されるが、他の人の人権を侵害しているという人権問題を問題として措定できず、自己と無関係なこと、それを叫んでいる人々の勝手な主張ということになる。そこに、日本人の独特な「人権問題の理解の構造」が存在していることを指摘している。それは、そのように志向するように、「社会が規定したもの」であり、その規定されている構造を自覚することが、偏見や差別からの脱却の第一歩であると論じている。

第4章では、「社会が規定するもの」として、偏見や差別による人権疎外について、歴史文化的構造を論じている。「家」文化、「身分」文化、「世間体」、「ほんね」と「たてまえ」、また「けがれ」観念について分析し、これらの諸文化と差別の構造を明らかにしている。偏見や差別は、個々人の対象者に対するマイナスの意味づけによって生じるが、そのマイナスの意味づけの志向は、文化や社会によって規定されており、学習によって内在化されるものである。問題解決の糸口は、その内在化された構造をいかに自覚するか、それを問題としていかに措定しえるかを論じている。

第5章では、特に同和問題に焦点を当て、その問題点は何かを歴史的経緯から分析している。従来の公式的見解の限界点を明らかにしつつ、「いかに理解するか」の仮説を提示している。歴史は、まず記述であるが、その事象の連関的構造は「理解されるもの」であるということを示している。

第6章では、同和問題の具体的な差別事象について分析している。特に、偏見の内容でもあり、また、偏見を生じさせる要因でもある「でたらめな起源説」について、第5章での分析視座を加え、新たな視点を提示し、従

来の公式的見解を越えるべき視座を示している。次に、現状における偏見の内容を調査データから把握し、いかなる意味づけがなされているのか、その意味づけがいかに歴史的・文化的なものによって規定されているかを考察している。

第7章では、同和対策の転換点における同和問題の無視という傾向にたいし、人権問題と同和問題の体系的把握について論じ、そこから「人権教育の原則」を示している。また、情報化社会という状況において、その功罪を論じつつ、人権教育にどのような活用が可能かを論じている。

第8章では、1章から7章まで論じてきた問題点や分析視点の全体を包括的かつ社会計画的に扱い、「実態調査の方法」と「人権まちづくり」の試論を展開している。具体的な調査展開として、スラム状態にある「W県S団地」での調査を展開し、偏見や差別の生起する構造を明らかにしつつ、人権社会の具体的実現方策の計画案を提示している。

終章として、各章での知見をまとめている。

審 査 の 結 果 の 要 旨

本論文の学術的価値は、同和問題を人権の思想と理論によって体系的に解明した最初の社会学文献であるところに存立する。その価値をささえているのは、著者が同和問題について多年にわたって現場の観察・調査をつづけ、その実態に精通していること、同和対策の立案、実施の作業に政府委員、地方自治体の審議会などにおいて多年にわたって従事してきたこと、人権の保障と侵害に関する社会学理論を体系的に構築してきたことなどである。以下、本論文の学術的達成を6点にわたって確認する。

1) 同和問題を人権問題としてとらえる視点を確立、整備し、従来の闘争理論にもとづくアプローチの限界をあきらかにし、あわせて、現代世界の人権運動との関連づけをはかった。この関連づけは、わが国の社会学界において最初の試みである。

2) 人権思想は当然のことながら従来はもっぱら法学によって論じられてきた。これに対して著者は、社会学の方法によって立論している。人間関係における相互認知の構造として社会を規定し、その構造を形成する価値志向を、アルベール・メンミの方法を導入し、普遍的人間観と個別具体的人間観という両面からの認識問題として論じ、その帰結として人権価値志向による社会的秩序形成の可能性を論じている。さらに、その関連において、逆に、既存の社会において差別をつくりだす「まなごし」の問題、人権思想への無関心や偏見などについても新しい知見をみちびきだした。

3) 人権疎外を生じさせる歴史的・文化的構造として、家、身分、世間体、けがれなどの文化を論じ差別の構造をあきらかにした。その際、家、身分、世間体、けがれなどについては既存の社会学、民俗学などの達成が活用されているが、それらを人権侵害と結びつけて体系的理論を構築したのは著者の独創である。

4) 結婚、交際、人権侵害への対処のしかた、同和問題の起源などについて、同和地区の内部と外部で、意識調査を行い、あわせて外部では事例を多数収集し、同和地区への偏見の実態と構造を解明した。

5) 人権問題の解決のための重要な方法の一つとして、教育に収斂することを示し、同和教育を人権教育としてとらえ、その原則と方法をあきらかにした。とくにインターネットのホームページを利用した啓発活動や対話活動の事例の紹介と分析は、現代にふさわしい同和教育の例として注目に値する。

6) 同和地区であるひとつの団地の生活実態調査、歴史的沿革の調査、改善計画に関する行政職員の意識調査、当該団地の移動計画などを、同和地区に限定する従来の方法を越えて、その都市の全体構造との関連において論じ、人権まちづくり試案を提示し、応用社会学的研究の一例を示した。

よって、著者は博士(社会学)の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。